

平成27年3月河内長野市定例教育委員会会議の概要

1. 日 時

平成27年3月25日(水) 午前9時30分～午前11時30分

2. 場 所

河内長野市役所 7階 行政委員会室

3. 出席者

(1) 教育委員

澤田委員長、柴委員、阪谷委員、嘉名委員、和田教育長

(2) 事務局

中尾教育推進部長、西田教育推進部理事、大江生涯学習部長、井上ふるさと交流課長、森井文化・スポーツ振興課長、森図書館長、森本学校教育課長、坂本学校教育課参事、大久保学校教育課参事、柳谷青少年育成課長、藤林教育総務課長、古谷教育総務課長補佐、西川教育総務課主査

4. 審議内容

(1) 議案第6号「河内長野市教育の鼓動について」

(説明要旨)

平成22年3月の教育立市宣言を受けて策定した、河内長野市の教育の中期計画である「河内長野市教育の鼓動」について、策定後5年を経過したことにより見直しを行い、このたび、平成27年度から平成31年度までの5ヶ年を対象とし、新たな中期計画として、「河内長野市教育の鼓動」を策定するもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で承認。

(2) 議案第7号「平成27年度河内長野市教育の重点について」

(説明要旨)

平成22年3月の教育立市宣言を受けて、平成27年度についても、教育委員会において実施する施策の中から、重点的に取り組む施策を定め、教育立市実現に向け、さらなる教育の振興を図るため、「平成27年度河内長野市教育の重点」を策定するもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で承認。

(3) 議案第8号「平成27年度河内長野市立学校園に対する指導・助言事項について」

(説明要旨)

平成22年度より教育委員会において実施する施策の中から、重点的に取り組む施策を「河内長野市教育の重点」、特に学校園への指導等に関するものを「河内長野市立学校園に対する指導・助言事項」として策定している。

平成27年度についても、教育立市実現に向け、さらなる教育の振興を図り、学校教育を充実させるため「平成27年度河内長野市立学校園に対する指導・助言事項」について策定するもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で承認。

(4) 議案第9号「河内長野市社会教育推進指針について」

(説明要旨)

平成22年3月の教育立市宣言の1つの柱である「生涯学習のまち河内長野」の実現のため、従来より、取り組む項目をまとめた「社会教育推進要領」に基づき事業を展開してきたが、このたび、本要領及び現在の本市の施策課題を踏まえて、これからの社会教育の推進の指針として、新たに「河内長野市社会教育推進指針」を策定するもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で承認。

(5) 議案第10号「河内長野市教育委員会会議規則の全部改正について」

(説明要旨)

平成27年4月1日付けにて地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育行政における責任体制の明確化を図ること等を目的とし、委員長の職を廃止し、教育長は従来からの職務とあわせて委員長の職務も担う等、教育委員会制度の改正が実施されることとなり、これに伴い、河内長野市教育委員会会議規則について所要の改正を行うもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で承認。

(6) 議案第11号「教育委員が教育長の職務を代理する場合の事務の委任に関する規則の制定について」

(説明要旨)

平成27年4月1日付けにて地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育行政における責任体制の明確化を図ること等を目的とし、教育委員会制度の改正が実施されることとなった。

この改正において、教育長に事故等があった場合は、あらかじめ教育長が指名した教育委員がその職務を行うものとされているが、教育委員は非常勤の特別職であり、常勤の特別職である教育長の職務の全てを行うことは困難である場合も想定されることから、事務局の部長にその一部を委任することができる旨を新たに規定するもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で承認。

(7) 議案第12号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」

(説明要旨)

平成27年4月1日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の

一部を改正する法律が施行され、委員長の職を廃止し、教育長は従来職務と併せて委員長の職務も担うことになる等、教育委員会制度の改正が実施されることとなり、これに伴い、関係規則について所要の改正を行うとともに、教育委員会公印規則については、公印刷り込み及び電子公印使用の承認に関する規定の追加を行うもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で承認。

(8) 議案第13号「教育長専決規程の一部を改正する規程の制定について」

(説明要旨)

平成27年4月1日付けにて地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されることに伴い、教育長が議会の同意を得て市長が任命する特別職となるため、教育長専決規程について所要の改正を行うもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で承認。

(9) 議案第14号「河内長野市教育委員会規則で定める様式における敬称の表示を改める規則の制定について」

(説明要旨)

教育委員会等あてに市民等から提出される様式の宛名については、河内長野市教育委員会規則により「河内長野市教育委員会 様」等と規定されているが、敬称を用いることが適当でない場合もあることなどから、「(宛先)河内長野市教育委員会」等と置き換えて運用することができるよう、新たに規則として制定するもの。

なお、敬称を用いる方が適当であると考えられる場合もあることから、各様式について、所管する課・館長がその趣旨や目的等を踏まえ、置き換えについて判断の上、運用するもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で承認。

(10) 議案第15号「河内長野市教育委員会規程で定める様式における敬称の表示を改める規程の制定について」

(説明要旨)

教育委員会等あてに市民等から提出される様式の宛名については、河内長野市教育委員会規程により「河内長野市教育委員会 様」等と規定されているが、敬称を用いることが適当でない場合もあることなどから、「(宛先)河内長野市教育委員会」等と置き換えて運用することができるよう、新たに規程として制定するもの。

なお、敬称を用いる方が適当であると考えられる場合もあることから、各様式について、所管する課・館長がその趣旨や目的等を踏まえ、置き換えについて判断の上、運用するもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で承認。